

VI その他の税制

改正のポイント

1 準確定申告の電子的手続の簡素化

改正前は、準確定申告を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行う場合は、相続人全員の電子署名等が必要でした。

これについて、その準確定申告書に記載すべき事項と併せて申告書確認情報^(注)を送信する場合には、その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととされました。

^(注) 電子署名及び電子証明書を送信する相続人以外の相続人がその準確定申告書に記載すべき事項を確認したことを証する電磁的記録。

適用関係

上記の改正は、令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

2 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

(通法34の2①参照。運用上の変更)

改正前は、振替納税を行っている個人が転居等により他の税務署管内へ納税地を異動した場合、異動後の税務署において振替納税を継続して行うためには、異動後の税務署への「振替納税に係る依頼書」の提出が必要でした。

これについて、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後の所轄税務署長に対してする申告等について振替納税を引き続き行うことを可能とするよう、運用上の対応を行うこととされました。

適用関係

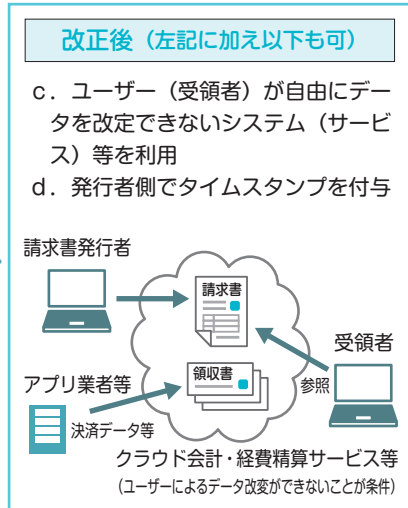
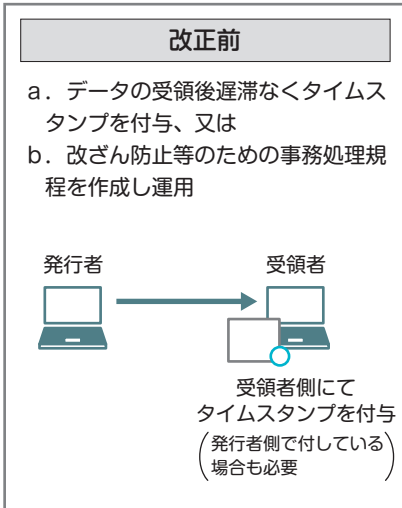
上記の改正は、令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について実施されます。

3 電子帳簿等保存制度の見直し

(電子帳簿保存規8)

バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。）を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、次の方法が加えられました。

①	発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
②	電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法



(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和2年10月1日から適用されます。

(改電子帳簿保存規附①)

4 国外財産調書制度等の見直し

(1) 相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等への記載の柔軟化 (国外送金等調書法5②、6の2②)

相続の開始の日の属する年（以下「相続開始年」といいます。）の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する相続人は、相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」といいます。）を記載しないで提出することができることとされました（財産債務調書における相続財産についても同様）。

適用関係

上記の改正は、令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用されます。（改所法等附133①⑤）

(2) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し (国外送金等調書法6、6の3、国外送金等調書令11、12、12の3)

財産債務調書や国外財産調書（以下「調書」といいます。）の提出については、申告期限後の修正申告等があった場合の過少（無）申告加算税を加重又は軽減する措置が次のように設けられていました。

◎改正前の制度

	調書への記載あり	調書への記載不備・不提出
過少申告加算税 ・ 無申告加算税	所得税、相続税に係る 加算税につき 5%軽減	所得税に係る加算税につき 5%加重 (※相続税及び亡くなった人の 所得税には適用なし)

① 今回、相続税に係る上記(※)について見直しが行われ、国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の適用対象に、相続国外財産

に対する相続税に関し修正申告等があった場合が加えられました。

- ② 一方で、相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない一定の場合など、加算税の加重措置が適用されない場合の規定が設けられます。

(3) 過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書等の見直し (国外送金等調書法6、6の3、国外送金等調書令11、12、12の3)

相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書について、次に定める国外財産調書とされました（次の①については、財産債務調書における相続財産についても同様。）。

① 国外財産調書等の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置

以下のイ～ハのいずれかに記載があれば軽減措置の適用となります。

イ	被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書
ロ	相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
ハ	相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

② 加算税の加重措置

上記①のイからハまでに掲げる国外財産調書の全てに不記載等があれば、加重措置の適用となります。

(注1) 上記②の①の場合の加算税の加重措置は、上記①のハに掲げる国外財産調書の提出義務がない相続人については、適用しないこととされました。

(注2) 上記①により国外財産調書に記載しないことができる相続国外財産に係る所得税に関し修正申告等があった場合の加算税の加重措置は、相続開始年の年分については、適用しないこととされました。

(4) 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設

(国外送金等調書法6、国外送金等調書令11、12)

国外財産を有する者が、国税庁等の当該職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得等に係る書類のうち、その者が通常保存し、又は取得することができるものと認められるものの提示又は提出を求められた場合において、当該職員が指定する日（その提示又は提出を求められた日から60日を超えない範囲）までにその提示又は提出をしなかったとき（その者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）における加算税の軽減措置及び加重措置の適用については、次の①及び②のとおりとされました。

◎過少申告加算税の割合

		改正前	改正後
通常		10%*	
国外財産調書に記載あり		5% (5%軽減)	
①	関連資料の不提示・不提出	5% (5%軽減)	10% (軽減不適用)
国外財産調書の不提出・記載不備		15% (5%加算)	
②	関連資料の不提示・不提出	15% (5%加算)	20% (10%加算)

* 期限内申告額と50万円のいずれが多い金額を超える部分は15%

(注) 上記②については、上記②の②に該当する場合には、その加算する割合は5%（適用前加算割合：なし）とされました。

適用関係

上記②から④までの改正は、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。(改税法等附133②～⑦)

5 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

(措法93～96、措規44)

利子税・還付加算金等の割合について、市中金利の実勢を踏まえ、次の見直しが行われました。

また、延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から水準が維持されますが、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税は、同様に引き下げられました。

- ① 利子税の割合は、各年の利子税特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とされました。

イ	次の□以外の利子税	その利子税特例基準割合
□	相続税及び贈与税に係る利子税	これらの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合

(注) 利子税特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月まで(改正前:前々年の10月から前年の9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで(改正前:12月15日まで)に財務大臣が告示する割合(以下「平均貸付割合」といいます。)に年0.5%(改正前:年1%)の割合を加算した割合。

- ② 納税の猶予等の適用を受けた場合(延滞税の全額が免除される場合を除きます。)の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とされました。

(注1) 猶予特例基準割合…平均貸付割合に年0.5%(改正前:年1%)の割合を加算した割合。

(注2) 上記②以外の延滞税の割合については、従前どおりの割合とされています。

- ③ 還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とされました。
(注) 還付加算金特例基準割合…平均貸付割合に年0.5% (改正前：年1%) の割合を加算した割合。
- ④ 利子税・還付加算金等の割合について0%となることのないよう下限を整備するほか、所要の措置が講じられています。

適用関係

上記の改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。(改所法等附1二八、111)

